

## 日本総合住生活株式会社 女性活躍推進に係る行動計画

女性活躍推進法に基づき、当社で働くすべての従業員が、男女問わず活躍できる職場環境を作るために、以下の行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間

### 2 目標と取組み内容

目標①：女性管理職数（課長級以上）を2倍にする。

#### <具体的な取組み>

- 令和3年4月～
- ・管理職、准管理職及び一般職の社員を対象としたワーキング等を引き続き実施し、経営参画意識及びキャリアアップへの意識向上を図る。
  - ・社員を対象とした業務効率化やマネジメント力向上に資する研修及びセミナーを開催し、業務遂行能力及びマネジメント力の向上を図る。
  - ・引き続き、採用社員数の女性比率（40%以上）を保つ
  - ・管理職を対象に、ダイバーシティマネジメントや公正な人事評価に関する研修を実施する。
  - ・管理職候補者の育成計画を策定し、課長職登用に向けた育成を行う。

目標②：有給休暇取得率を雇用区分毎に50%を上回る取得率とする。

#### <具体的な取組み>

- 令和3年4月～
- ・研修、セミナー及びワーキング等開催による業務効率化提案やワークライフバランス実践の重要性について定期的な周知を実施することで、全従業員が計画的に休暇を取得する環境、風土を醸成する。
  - ・管理職に対して従業員の有給休暇取得率のデータを共有し、取得促進について指導を行う。
  - ・社内スケジューラー等を活用し従業員の計画的な休暇取得を促進する。
- 令和4年4月～
- ・前年度において実施している研修、セミナー等の教育について、その結果等を確認し、効果を分析する。セミナー及び研修等については、継続する。
  - ・分析結果等について、その改善と促進を図りながら定着させる。

以上